

第1章 ビジョン改定の背景と趣旨

1 中山間地域の重要性

本州の最西端に位置し、西中国山地に連なる山口県は、三方が海に開け、海、山、川などの豊かで美しい自然に恵まれています。その地勢上、山林や傾斜地が多く、平坦な耕地等が少ない、いわゆる「中山間地域」が県土の多くを占めています。

この中山間地域は、農林水産物の「生産の場」であるとともに、地域住民の「生活の場」でもあり、人々が中山間地域で生活を営み、地域を保全し、生産活動を継続することにより、新鮮で安心できる「食料の供給」をはじめ、森林や水田の保水機能による「県土の保全」や「水源のかん養」、さらには森林による大気の浄化や地球温暖化防止等の「環境の保全」、また「良好な景観の形成」や「県民のふれあいの場の提供」など、多面的で公益的な機能を担っています。

また、近年、社会・経済情勢が大きく変化する中で、若い世代を中心に、都市部から中山間地域等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流の高まりや、コロナ禍を契機とした、テレワーク*など時間や場所に捉われない「働き方の新しいスタイル」の普及による地方移住への関心の高まりなど、これまでの生活スタイルを見直す人が増えており、このような人々の「新しい生活の場」としても期待されています。

さらに、世界的な人口増加や気候変動による食料不足への対応、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入促進などの新たな課題に対して、中山間地域は大きな役割を担うことが期待されています。

2 ビジョン改定の趣旨

中山間地域は、前述したように、多面的で公益的な機能や多くの魅力を有しています。

しかしながら、本県の中山間地域は、人口減少・高齢化の進行により、地域の担い手不足や産業活動の低迷、空き家や耕作放棄地の増加、さらには地域のコミュニティ機能の低下など、厳しい状況に置かれています。

このような状況に対応していくため、本県では、2006(平成18)年に議員提案により制定された「山口県中山間地域振興条例(2006(平成18)年7月制定)」に基づき、「山口県中山間地域づくりビジョン」(以下「ビジョン」という。)を策定し、これまで改定を繰り返しながら、中山間地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

こうした諸施策の推進の結果、既存の集落の枠を超えた広域的な範囲で集落機能*や日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」づくりが県内の多くの地域で進んだほか、都市農山漁村交流の拡大や移住者の増加、生活基盤の整備、中山間地域の多面的機能の保全に向けた取組の進展など、一定の成果を上げてきました。

その一方で、我が国が人口減少社会に突入するなど、社会・経済情勢が大きく変化する中で、中山間地域では、依然として人口減少・高齢化に歯止めがかからず、地域の担い手不足が一層深刻化しており、集落機能*の維持に支障を来す地域も生じるなど、大変厳しい状況が続いています。

こうした中、国においては、人口減少問題を最重要課題として位置付け、この問題に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を築いていくため、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、国・地方を挙げた取組が進められています。

本県でも、今後の県づくりの指針となる「やまぐち未来維新プラン」を策定し、人口減少・少子高齢社会にあっても、山口ならではの豊かさと幸福を感じながら、未来に希望を持って暮らせる「安心して希望と活力に満ちた山口県」の実現を目指すこととしました。

この中で、中山間地域づくりについては、「人口減少を克服する地域づくり推進プロジェクト」として、人口減少下にあっても活力を維持・創出し続ける持続可能な地域づくりに取り組むこととしています。

こうした現状を踏まえ、施策の見直しや重点化を図り、県民や市町、関係機関・団体等との連携、協働の下、今後の中山間地域振興を総合的かつ計画的に進めるための指針として改定することとしました。

3 中山間地域を取り巻く情勢変化

(1) 人口減少・高齢化の進行

我が国全体の人口減少が続き、少子・高齢化が一層進む中、本県でも、1985(昭和60)年の160万人をピークに減少が続いており、高齢化率も約35%となるなど、全国より早いペースで人口減少・高齢化が進行しています。特に、中山間地域ではその傾向が顕著となっています。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底により、農林水産業や観光業などの地域を支える産業への打撃や、地域コミュニティ活動の停滞など、中山間地域の経済・社会は大きな影響を受けています。

一方で、感染症の拡大による都市部の人口集中リスクが顕在化する中、若い世代を中心に地方移住への関心が高まるなど、人々の意識や価値観、働き方を大きく変えることにもつながり、「新しい生活の場」としての中山間地域の重要性が改めて認識されています。

(3) 空き家・耕作放棄地の増加

人口減少・高齢化が進行する中山間地域では、担い手不足や後継者不足等により、空き家や耕作放棄地が増加しています。適切な管理が行われていない空き家や耕作放棄地の存在が防災、衛生等の地域住民の生活・営農環境に深刻な影響を及ぼす可能性があるため、対策が必要となっています。

(4) 全国的な大規模災害の発生

近年、全国的に自然災害が頻発化・激甚化しています。本県においても、大規模な自然災害の発生に備え、自主防災組織*の活性化をはじめとする自助・共助の取組を促進するとともに、河川や土砂災害防止施設等の整備、デジタル技術を活用した社会インフラの管理を推進するなど、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を進めることが必要です。

(5) 小さな拠点・地域運営組織*の形成の推進

国では、中山間地域等において、生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成や、地域課題の解決に向けた取組を行う地域運営組織の形成を推進しているほか、地域の担い手を確保するための「特定地域づくり事業協同組合」の設立及び運営を支援しています。

これらの取組を推進するため、地方創生推進交付金や地方財政措置等の財政支援のほか、情報提供や人材支援が行われています。

(6) 新たな過疎対策の推進

「過疎地域の持続的発展」を理念とし、2021(令和3)年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」では、過疎地域の現状を踏まえ、過疎対策事業債や国税の特例、地方税の減収補填措置などの支援措置の見直しが図られ、市町による有効活用が期待されています。

(7) 農山漁村における6次産業化・農商工連携の推進

国においては、農林漁業者による6次産業化及び中小企業者と連携した農商工連携を推進してきたところですが、こうした取組をこれまで以上に加速化させるとともに、さらに発展させ、地域の文化・歴史や森林、景観などの多様な地域資源*を最大限に活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって新事業や付加価値を創出する農山漁村発イノベーションを推進しています。

(8) 都市農山漁村交流による地域活性化の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、都市農山漁村交流は停滞を余儀なくされていますが、交流の再開に向け、本県の地理的条件や地域資源を活用した地域の魅力向上を図るとともに、マイクロツーリズム*の機運の高まりなど、新しい意識やスタイルに対応することで、多様な交流活動を展開し、地域の活性化につながることを期待されています。

(9) 地方への新たな人の流れの創出・拡大

新型コロナウイルス感染症の影響による「働き方の新しいスタイル」の普及やライフスタイルに関する意識の変化を背景に、地方暮らしの良さが改めて認識されており、若い世代を中心とした地方移住への関心の高まりを捉え、中山間地域への移住・定住の増加に繋げていくことが期待されています。

(10) 地域の新たな担い手確保の取組の推進

人口減少・高齢化の進行により、地域活動を支える新たな担い手の確保が課題となる中、国では、「地域おこし協力隊*」や「集落支援員」などの外部人材の活用を推進しており、本県でも市町による導入が進んでいます。

また、都市住民が多様な形で地域と関わる「関係人口*」と地域住民の交流により、地域の担い手の確保や地域の新たな価値の創出につなげることが重要となっています。

(11) デジタル社会の進展

I C T等のデジタル技術の進展・普及により、国では、デジタル田園都市国家構想を掲げ、デジタルインフラの整備とともに、デジタル技術の活用によって、地方の社会課題の解決や魅力向上を実現し、地方の活性化を加速することとしており、中山間地域における自然環境や地理的条件の制約、担い手不足など様々な地域課題について、デジタル技術を活かした今までとは異なる発想で、新たな解決方策を生み出すことが期待されています。

(12) 脱炭素社会への取組

脱炭素社会の実現を目指し、国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル*」を目指すことを宣言しており、産業分野においては「経済と環境の好循環」を生み出すほか、地域における自然や産業の特性を活かした再生可能エネルギーの導入など、地域脱炭素の取組促進が期待されています。

中山間地域づくりの推進に当たっては、こうした社会情勢等の変化を的確に受けとめ、地域の活性化に向けて、これまで以上に県・市町・民間・地域の力を結集し、地域の総合力を高め、活力ある地域社会を創っていかねばなりません。

4 ビジョンの性格

このビジョンは、「山口県中山間地域振興条例（2006(平成18)年7月制定）」（以下「条例」という。）に基づき、中山間地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したものです。

また、市町や地域住民の皆さんに対して、中山間地域づくりについての基本的な考え方や方向性を明らかにすることにより、県と連携した積極的な取組を行っていただくよう、期待するものです。

さらに、県民や県外にお住まいの方々にも、中山間地域に対する理解と、地域づくりへの積極的な参加を求めるものです。

5 ビジョンの計画期間

このビジョンにおける計画期間は、2022(令和4)年度から2026(令和8)年度までの5年間とします。

6 ビジョンの対象地域

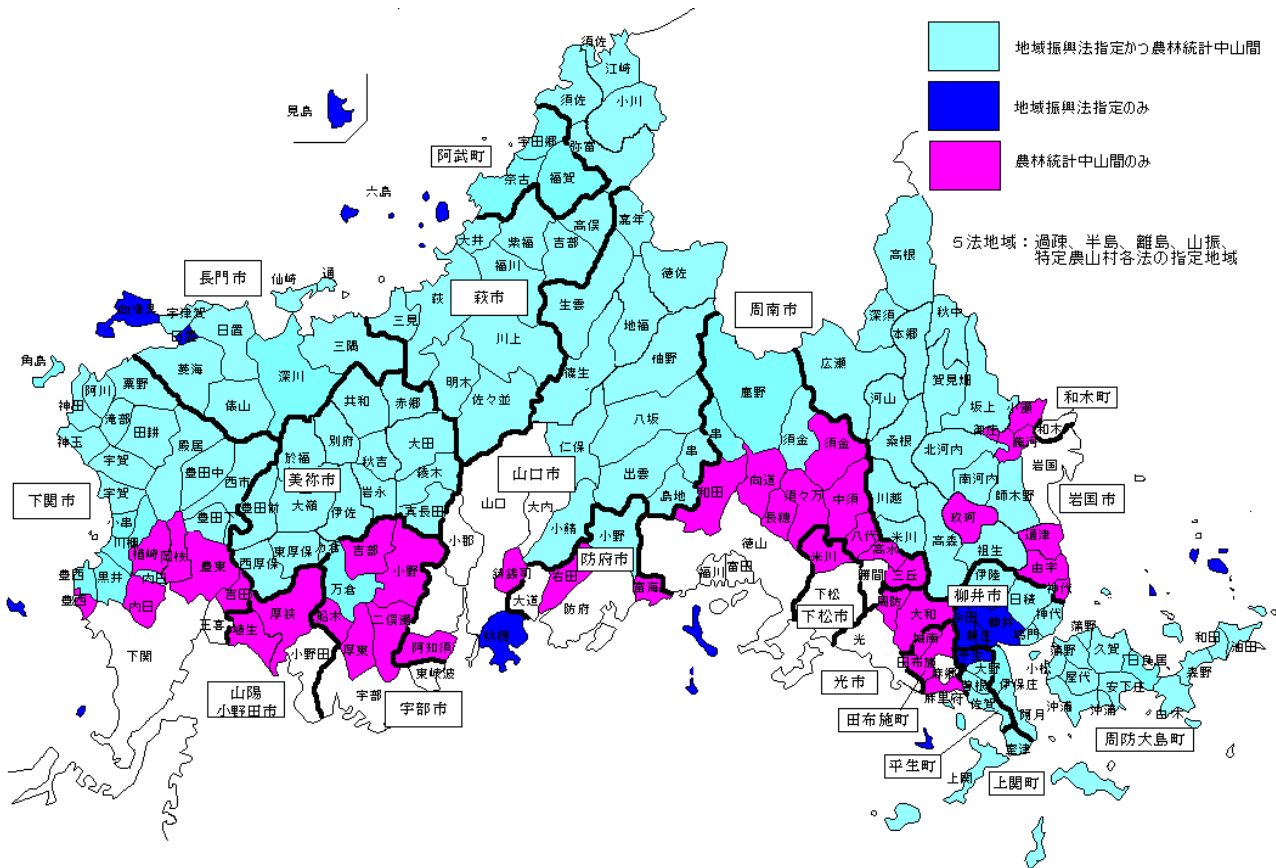
ビジョンの対象となる地域は、条例に定める次の地域です。

1 地域振興5法の適用地域

- ① 「離島振興法」に基づき公示された離島振興対策実施地域
- ② 「山村振興法」に基づき公示された振興山村地域
- ③ 「半島振興法」に基づき公示された半島振興対策実施地域
- ④ 「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に基づき公示された特定農山村地域
- ⑤ 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき公示された過疎地域及び過疎地域とみなされる区域

2 農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域

山口県の中山間地域 【令和4年4月現在】



【中山間地域を有する市町】

全域	8市町	萩市、長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、上関町、平生町、阿武町
一部	10市町	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、周南市、山陽小野田市、田布施町

【表1-1 中山間地域の人口、面積】

区分	中山間地域	県全体	割合
人口 (人)	326,070	1,342,059	24.3%
総土地面積 (km ²)	4,267.89	6,112.55	69.8%
耕地面積 (km ²)	343.28	515.21	66.6%
森林面積 (km ²)	3,259.97	4,366.51	74.7%

資料) 国勢調査(総務省:令和2年)

全国都道府県市区町村別面積調(国土交通省国土地理院:令和4年)、一部市町調べ
耕地及び作付面積統計(中国四国農政局:平成17年)、一部市町調べ
森林・林業統計要覧(山口県農林水産部:令和2年)

【ビジョンにおける中山間地域の数値】

現在の指定地域を基に、原則として以下の市町村で整理しています。

旧由宇町、旧玖珂町、旧本郷村、旧周東町、旧錦町、旧美川町、旧美和町、旧柳井市、旧久賀町、
旧大島町、旧東和町、旧橘町、旧大畠町、上関町、旧大和町、平生町、田布施町、旧熊毛町、旧鹿野町、
旧徳地町、旧秋穂町、旧阿知須町、旧阿東町、旧美祢市、旧楠町、旧山陽町、旧美東町、旧秋芳町、
旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町、旧豊北町、旧長門市、旧三隅町、旧日置町、旧油谷町、旧萩市、
旧川上村、阿武町、旧田万川町、旧むつみ村、旧須佐町、旧旭村、旧福栄村(合併前の44市町村)

《参考》中山間地域の持つ多面的機能の評価額

「1 中山間地域の重要性」に記載している中山間地域の多面的機能について、客観的に評価し、経済価値に換算することは困難ですが、国が行った計算方法に準じて本県の中山間地域の持つ多面的機能を金額的に試算すると、表1-2のようになります。

【表1-2 中山間地域の持つ多面的機能の評価額】

区分	評価額	主な機能
森林・山村	8,451億円	水源かん養・土砂崩壊防止 等
農業・農村	643億円	洪水防止、保健休養やすらぎ 等
水産業・漁村	2,648億円	環境保全機能・物質循環補完機能* 等

注1) いずれも国が評価した計算方法に準じて、平成18年2月に試算したもの

注2) 評価額の合計は1兆1,742億円となるが、区分ごとの評価額には一部重複がある。